

松江労働基準監督署発表

令和6年7月19日

担	松江労働基準監督署 副署長	西川 竜行
	第一方面主任監督官	薬師寺 大
当	0852-31-1165	

労働安全衛生法違反容疑で書類送検

～車両系建設機械と接触することによる危険防止措置を講じなかった疑い～

松江労働基準監督署（署長 諏訪田 浩）は、本日、有限会社系川重機及び同社重機部部長を労働安全衛生法違反の疑いで、松江地方検察庁に書類送検した。

1 被疑者

（1）有限会社系川重機

本社所在地：島根県松江市

事業内容：土木工事業

（2）同社重機部部長 A（男 55歳）

2 違反法令（別紙参照）

被疑者有限会社系川重機及び被疑者Aに対して

労働安全衛生法違反

同法第20条第1号（事業者の講ずべき措置等）

労働安全衛生規則第158条第1項（接触の防止）

同法第119条第1号（罰則規定）

同法第122条（両罰規定）

3 被疑内容

被疑会社有限会社系川重機は、島根県松江市に本社を置き、主に土木工事業を営む事業者、被疑者Aは、松江市美保関町で施工する災害復旧工事現場における現場責任者である。

被疑者Aは、令和5年11月13日、同現場で、工事用通路設置作業を被疑会社の労働者Bに行わせるにあたり、運転中のドラグ・ショベルに接触することにより労働者に危険が生ずるおそれがあったのに、誘導者を配置し、労働者が通行するための安全通路を設ける等の措置を講じることなく、ドラグ・ショベルと接触するおそれのある箇所に労働者を立ち入らせた疑いがある。

労働者Bはドラグ・ショベルと仮設防護柵の間に挟まれ死亡した。

関係法令

労働安全衛生法（抄）

第20条（事業者の講ずべき措置等）

事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 一 機械、器具その他の設備（以下「機械等」という。）による危険
- 二 爆発性の物、発火性の物、引火性の物等による危険
- 三 電気、熱その他のエネルギーによる危険

第119条（罰則規定）

次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- 一 第14条、第20条から第25条まで、（中略）第61条第1項、（中略）の規定に違反した者

第122条（両罰規定）

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第116条、第117条、第119条又は第120条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

労働安全衛生規則（抄）

第158条（接触の防止）

第1項

事業者は、車両系建設機械を用いて作業を行なうときは、運転中の車両系建設機械に接触することにより労働者に危険が生ずるおそれのある箇所に、労働者を立ち入らせてはならない。ただし、誘導者を配置し、その者に当該車両系建設機械を誘導させるときは、この限りではない。